

## 令和4年3月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月28日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階視聴覚室

3. 出席委員 18名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 林 亮介
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 - 名

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

次長 小林 一裕

書記 村本 竜也

書記 安久 佐由美

(農業振興課)

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第70号 農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について

議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第73号 現況証明願について

議案第74号 非農地証明について

議案第75号 農用地利用集積計画の決定について

議案第76号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

報告第12号 事業計画届出の報告について

7. 議事録署名人

17番 大嶋 謙一委員

18番 三寺 總左エ門  
職務代理者

事務局長	<p>令和4年3月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>只今の出席委員数は19名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に17番 大嶋謙一委員、18番 三寺職務代理者を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第70号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説明&gt; 議案第70号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」説明</p> <p>以上、ご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第70号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員	<各委員>異議なしの声
議長	異議がないと認めます。議案第70号は許可することに決定しました。
議長	次に議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。
事務局	<p>&lt;説明&gt; では、議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。3件です。</p> <p>整理番号38番、譲渡人は丸岡町〇〇、〇〇さん。譲受人は丸岡町〇〇、〇〇さん。申請地は丸岡町一本田福所、計15,038㎡です。許可後の経営面積は674aです。</p> <p>整理番号39番、公売の件で落札した場合の3条申請です。譲受人は(株)古里ファーム丸岡さんです。申請地等は先議案のとおりです。</p> <p>整理番号40番、譲渡人は、坂井町〇〇 〇〇さん。譲受人は、福井市〇〇 〇〇さん。申請地は、坂井町上新庄、田、ほか2筆、6,346㎡です。福井市からは主に8号線を通り片道30分、〇〇氏は福井市にも約27反の農地を耕作し、あわら市でも一部農地を耕作しています。以上ご審議願います。</p>
議長	それではこの議案についてご意見を伺います。
議長	ご意見ございませんか。
	無ければ、お諮りいたします。

議案第 71 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可することに決定してよろしいですか。

各委員  
議長

<各委員>異議なしの声

異議がないと認めます。

議案第 71 号は許可することに決定いたしました。

次に議案第 72 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局

<説明> それでは、議案第 72 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議についてについて」ご説明させていただきます。今月は 6 件ございます。

整理番号 98 番、賃貸借の案件です。貸人は、丸岡町△△、〇〇さんほか 1 名。借人は福井市豊島町 1 丁目 三谷セキサン株式会社 代表取締役社長さん。申請地は 丸岡町為安ほか 7 筆 計 4,858 m<sup>2</sup>です。砂利採取による一時転用の案件です。

整理番号 99 番、所有権移転の案件です。譲渡人は丸岡町△△、〇〇さんほか 1 名。譲受人は福井市若杉 2 丁目 (株) 宅建サービス 代表取締役さん。申請地は丸岡町一本田福所、ほか 1 筆、計 250 m<sup>2</sup>です。一戸建て住宅の建売を目的に転用するものです。

整理番号 100 番、所有権移転の案件です。譲渡人は福井市△△、〇〇さん。譲受人は丸岡町△△、〇〇さん。申請地は、丸岡町城北四丁目、175 m<sup>2</sup>です。住宅建築を目的に転用するもので、建築面積は 47.2 m<sup>2</sup>です。始末書が提出されていますのでご確認ください。用途地域であること、土地改良などの設備もなく田に戻して使用できないことから、始末書をだしています。

整理番号 101 番、所有権移転の案件で、譲渡人は丸岡町△△、〇〇さん、譲受人は丸岡町朝陽 〇〇さんほか 1 名。申請地は丸岡町御幸一丁目、畑、297 m<sup>2</sup>。住宅建築を目的に転用するもので、建築面積は 107.38 m<sup>2</sup>です。

整理番号 102 番、所有権移転の設定を行うもので、譲渡人は愛知県小牧市 〇〇さん 譲受人は丸岡町高柳 〇〇さん。申請地は春江町正蓮花、田、452 m<sup>2</sup>です。住宅建築を目的に転用するもので建築面積 98.96 m<sup>2</sup>です。

整理番号 103 番、所有権移転の設定を行うもので、譲渡人は春江町江留上中央 〇〇さん、譲受人は春江町江留上 〇〇さん。申請地は春江町江留上、畑 578 m<sup>2</sup>です。住宅建築を目的に転用するもので、建築面積 116.76 m<sup>2</sup>です。

以上ご審議をお願いします。

議長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

大嶋委員

整理番号 98 番を 10 番 大嶋委員お願いします。

10 番、大嶋です。整理番号 98 番、確認に行きましたが、隣田で現時点すでに砂利採取を行っていました。その隣が今回申請地ですが、耕作者のハウスが雪害でつぶれ、草木が生い茂る状況です。しかし、耕作者は体の具合が悪く耕作困難とのこと。砂利採取にあたりハウスも撤去し、復元は通常の農地に戻すということで問題ないと思われま。

整理番号 99、100 番を 12 番木村委員お願いします。

木村委員

12 番 木村です。

	<p>整理番号 99 番は、申請地の両隣が宅地となっており、その真ん中で確認に行ったときは野菜栽培されていましたが、問題ないと思われま</p>
議 長 中垣内委員	<p>整理番号 100 番、城北団地の件で、今回申請地の隣は今年度許可をだしたということです。申請地は登記地目田でありましたが、整地されており、本来であればいったん田に戻してからになると思います。今回はしかたないが、今後同様な案件には厳しい指導をおねがいしたいと思います。</p> <p>続いて整理番号 101 番を 11 番 中垣内委員お願いします。</p> <p>11 番 中垣内です。整理番号 101 番。周辺は宅地化されており排水、営農に支障ないと思われま</p>
議 長 坪田委員	<p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて整理番号 102 番、103 番を 9 番坪田委員お願いします。</p> <p>9 番 坪田です。整理番号 102 番は、北と南に住宅、北側に排水路があり、そこに排水すると聞いております。整理番号 103 番、北と南に住宅、東のほうへ自然落水すると聞いております。隣の住宅は東西に排水を切っ</p>
議 長	<p>てあったのでそのような形もよいのではないかと伝えてあります。問題ないと思われま</p>
議 長	<p>続きまして、地元委員のご意見を伺います。</p>
大川委員	<p>整理番号 98 番を 1 番大川委員、お願いします。</p> <p>1 番、大川です。整理番号 98 番は、砂利採取の件、現地確認の大嶋委員の説明のとおりで、排水路、学校も近くにあるため配慮すると聞いております。なんら問題ないと思われま</p>
議 長 本田委員	<p>整理番号 99、100、101 番を 14 番 本田委員お願いします。</p> <p>14 番 本田です。整理番号 99 番は、現地確認の委員の説明のとおりで、申請地は一本田福所ですが、道にでるのに一本田中の排水を通らないとい</p>
議 長 田中委員	<p>けず、そこも地元と十分協議済みと聞いております。整理番号 100 番は、住宅地で埋められていましたが、農業用用水排水も設置されていないので、いたしかたないと思われま</p> <p>整理番号 101 番は住宅地の一角であるため周辺に影響ないと思われま</p> <p>整理番号 102、103 番を 13 番田中 正信委員お願いします。</p>
議 長	<p>13 番 田中です。整理番号 102 番、103 番。現地確認の委員が行った報告のとおり問題ないと思われま</p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。本議案に関するご意見ございませんか</p> <p>議案第 72 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいか。</p> <p>&lt; 異議なし &gt; の声。</p>
議 長	<p>異議がないと認め、議案第 72 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。</p> <p>次に議案第 73 号「現況証明願について」を議題とします。事務局の説明を求めま</p>
事務局	<p>す。</p> <p>&lt; 説 明 &gt;</p> <p>では現地確認を行った委員の報告をお願いします。</p> <p>整理番号 19 番を 9 番坪田委員お願いします。</p>
坪 坪田委員	<p>9 番 坪田です。整理番号 19 番は昔工場があったということで工場の東側は出入口としてコンクリートも敷かれており、現状宅地で間違いもないも</p>

	<p>のです。</p>
議 長 大嶋委員	<p>整理番号 21 番を 10 番大嶋委員お願いします。</p> <p>10 番 大嶋です。整理番号 21 番は竹田地区であり、雑木林に覆われ、住宅も屋根の一部が崩れ落ちている状況でした。財産管理人の弁護士の話では、土地購入の買い手も目星があることから、いたしかたないと思われる。</p>
議 長 中垣内委員	<p>続いて地元委員のご意見を伺います。</p> <p>整理番号 19 番を 11 番中垣内委員お願いします。</p> <p>11 番 中垣内です。現地確認委員及び事務局の説明のとおり地目変更やむをえないと思われます。ご審議お願いします。</p>
議 長 末廣委員	<p>整理番号 21 番を 2 番末廣委員お願いします。</p> <p>2 番 末廣です。現地確認委員の説明のとおり非農地であると思われま</p>
議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>なければお諮りします。原案のとおり認めてよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>&lt;各委員&gt; 異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 73 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認しました。</p>
事務局	<p>次に、議案第 74 号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>&lt;説 明&gt;議案第 74 号「非農地証明について」説明します。</p> <p>整理番号 11 番。出願人は三国町梶、〇〇さん。証明を受けようとする土地は、三国町梶、833 m<sup>2</sup>です。場所は浜地海水浴場の交差点付近、30 年ほど前から森林化、低木や草木が乱立している状況で分け入って入ることも困難な状況でした。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p>
議 長 中垣内委員	<p>それでは、現地確認の報告をお願いします。</p> <p>整理番号 11 番を 11 番 中垣内委員お願いします。</p> <p>11 番 中垣内です。周辺も山林化しており、非農地と認められます。</p> <p>続いて地元委員の意見を伺います。</p>
議 長 林委員	<p>整理番号 11 番を 6 番林委員お願いします。</p> <p>6 番 林です。森林化され非農地として問題ないと思われます。</p>
議 長	<p>それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>議案第 74 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>&lt;各委員&gt; 異議なしの声</p>
議 長	<p>ご異議がないと認めます。</p> <p>議案第 74 号「非農地証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。</p>
議 長	<p>続いて議案第 75 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 76 号「農用地利用再配分計画（案）に対する意見審議について」は関連があ</p>

農業振興課

りますので一括議題とします。農業振興課の説明を求めます。

＜説明＞利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 10 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 88 名となっております。次に、その利用権設定面積は、貸借権の設定で、田、新規 296 筆、512,682 m<sup>2</sup>、田の更新 1 筆、2,975 m<sup>2</sup>です。畑は新規 7 筆 21,938 m<sup>2</sup>です。田新規更新合わせて 304 筆 537,595 m<sup>2</sup>です。

議 長

使用貸借権は田 5 筆、田の面積 1,475 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 72 m<sup>2</sup>です。

それでは、ご意見を伺います。ご意見ございませんか。

議案第 75 号、第 76 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

＜各委員＞ 異議なしの声

異議がないと認めます。

議案第 75 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 76 号「農用地利用再配分計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。

議 長

続いて「報告第 12 号 事業計画届出について」説明を求めます。

事務局

＜説明＞届出地は丸岡町北横地、畑、152 m<sup>2</sup>のうち 0.2 m<sup>2</sup>。楽天モバイル(株)が、無線基地局設置のため届出するものです。

議 長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。